◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第670号（R4.8.12）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝5件（8月5日～8月11日分）
(1)乗合バスの車内事故
(2)貸切バスの死傷事故
(3)法人タクシーの衝突転覆事故①
(4)法人タクシーの死傷事故
(5)法人タクシーの衝突転覆事故②

2.トピック
(1)自動車事故対策費補助金の申請受付を開始
(2)バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について
(3)バス及びタクシーにおける安全確保の更なる徹底について

◇◇◇

ーが乗客1名を乗せ運行中、道路左側の縁石に乗り上げ、その弾みで反対車線にはみ出し、対向車線側にある生け垣に衝突後、横転した。
この事故により、当該タクシーの乗客1名が重傷、当該タクシーの運転者も軽傷を負った。

(4)法人タクシーの死傷事故
8月8日(月)午後5時10分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、歩道を歩いていた歩行者が、突然道路に倒れてきたため、当該歩行者を轢過した。
この事故により、歩行者が死亡した。

(5)法人タクシーの衝突転覆事故②
8月11日(木)午後9時37分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、信号機のある交差点を右矢印信号に従い右折しようとしたところ、右側から赤信号を無視して直進してきた乗用車と衝突した。更に、この衝突の弾みで、当該タクシーが横転した。
この事故により、当該タクシーの運転者と乗客2名が軽傷を負った。

上記5件の死傷者数計：死亡2名、重傷2名、軽傷4名（速報値）

◇◇◇

２．補助事業の内容
申請方法等制度の内容につきましては、以下、国土交通省ホームページに掲載しております。
先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援
　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html
運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援
　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html

３．補助事業の交付申請受付場所・受付期間
〇申請受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
〇申請受付期間：上記URLをご確認ください。

４．留意点
申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

---

(2)バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について
（配信日：R4.5.6）

事業用自動車の安全確保の徹底につきましては、機会あるごとに注意喚起しているところですが、先月２８日、高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを操作し、乗客より注意を受けるという事案が発生いたしました。
事業用自動車の運転者、特に多数の旅客の命を預かるバス事業者においてこのような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であります。
輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、様々な取組みを実施してきたところですが、改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくよう、貴傘下会員に対して周知徹底をお願いいたします。

---

(3)バス及びタクシーにおける安全確保の更なる徹底について
（配信日：R4.4.28）

４月２３日に北海道において観光船の海難により、乗客乗員が行方不明、死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。
輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、様々な取組みを実施してきたところです。

つきましては、ゴールデンウィークや夏の多客期にあたり、改めて適切な運行管理の実施、車両の点検整備の確実な実施など、事故防止を徹底していただけますよう、傘下会員企業に対して周知徹底をお願いいたします。

◇◇◇